

## 平成 21 年度水田農業構造改革交付金の実施方針

### 1 地域協議会助成事業分のうち産地確立事業分と新需給調整システム定着交付金助成事業分の融通

(単位:円)

	新需給調整システム定着交付金助成事業の前年度からの繰越	国からの提示額	融通額	融通後の額(a)
地域協議会助成事業分のうち産地確立事業分	/	2,560,992,000	926,520,000	3,487,512,000
			うち前年度分 117,259,000	うち前年度分 117,259,000
新需給調整システム定着交付金助成事業分	130,597,654	849,261,000	▲926,520,000	53,338,654
			うち前年度分 ▲117,259,000	うち前年度分 13,338,654
うち前年度交付留保分	-	/	/	-
合 計	130,597,654	3,410,253,000	/	3,540,850,654

### 2 水田農業構造改革交付金以外の収入

該当なし

### 3 地域協議会助成事業分の交付金の地域水田農業推進協議会への配分方針

#### (1) 基本的な配分の考え方及び具体的な配分方法

##### ① 産地確立事業

平成 20 年 12 月 17 日開催の愛知県水田農業構造改革推進会議において決定された「平成 21 年度水田農業構造改革交付金等の地域別配分方針」に基づき、次のとおりとする。

ア 産地確立交付金については、各地域協議会の 20 年度における産地づくり交付金の配分額から調整水田・自己保全管理等不作付地に対する交付実績額を控除した後の額(以下「控除後交付額」という。)に応じて、国から通知のあった額を各地域協議会に配分する。

イ 新需給調整システム定着交付金については、

- (ア) 国から内報のあった 849,261 千円から、県協議会の助成事業に 40,000 千円を活用する。
- (イ) 県協議会の助成事業分を控除した後の 809,261 千円のうち、まず、10,954 千円を産地確立交付金に融通し、各地域協議会の 20 年度の控除後交付額と同額となるよう配分する。
- (ウ) 県協議会の助成事業分及び産地確立交付金への融通した分を控除した後の 798,307 千円について、担い手による麦・大豆の作付を促進するため、各地域協議会の麦・大豆への過去の助成実績を主体に、地域協議会の要望額、地域協議会の平等割の要素を基に算定し、地域の意向に基づく調整を行い、各地域協議会に配分する。
- (エ) 前年度繰越分 130,598 千円について、117,259 千円を各地域協議会に配分した後、県協議会の助成事業に 13,339 千円を活用する。

② 稲作構造改革促進事業

稲作構造改革促進交付金の配分については、需要に応じた米の生産を誘導し、担い手への集積の促進を図るため、小規模農家にも配慮した国の示す配分基準により算定し、地域の意向に基づき調整した後、配分額を決定する。

③ 担い手集積加算事業

担い手集積加算事業の交付金の配分については、稲作構造改革促進事業と同じく、国の示す配分基準により算定し、地域の意向に基づき調整した後、配分額を決定する。

なお、稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業における平成 21 年度の各地域協議会への配分割合については、国が示した事業規模に準じて次のとおりとする。

国に準じた県協議会の事業規模(内報額)

(単位：千円)

項 目	平成 19 年度(年産)	平成 20 年度(年産)	平成 21 年度(年産)
一 般 部 分	139,503	124,399	106,275
担い手集積加算	24,921	30,070	16,477
配 慮 分	34,828	27,867	21,494
合 計	199,252	182,336	144,246

(2) 地域協議会助成事業分の配分額

別紙のとおり

## 4 新需給調整システム定着交付金の活用方針

### (1) 基本的な活用の考え方

#### ア 大幅な超過達成に関する使途

生産調整面積の一層の拡大を図るとともに、担い手の経営において、転作作物の生産を拡大し、経営作目として定着化するように助成する。具体的には、転作作物の生産等に取り組み、主食用水稲作付面積が生産目標数量の面積換算値の9割以内の要件を満たした担い手に対し、9割を超えた超過達成面積に応じて助成する。

#### イ 地域振興作物に関する使途

地域の特性を踏まえた作物の生産を促進するため、次の作物の生産に対して助成する。

(ア) 地域振興作物対象 36 作物

(イ) 飼料用米

(ウ) 稲発酵粗飼料

(エ) 米粉用米

#### ウ その他意欲的な生産調整に関する使途

米の生産調整の的確な実施を確保するため、景観形成作物及び加工用米の取組に対して助成する。

### (2) 所要額が国からの交付額を上回る場合の調整方法

各地域協議会からの交付申請額の合計が国からの交付額（地域協議会助成事業分への融通後の額。以下「国からの交付額」という。）を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行うものとする。なお、下回る場合は、交付申請額の合計と国からの交付額との差額を翌年度に繰り越すこととする。

## (3) 具体的な活用計画

## ア 総括表

用途の区分 及び 用途の名称	作 目 等 区 分	員数	単 価	金額 (千円)	うち国費	備考
					(千円)	
① 大幅な超過 達成に関する 用途	ビジョンの 担 手	50ha	5,000 円 /10 a 以内	2,500	2,500	50ha×50 千円 =2,500 千円
	うち前年 度繰越分	—	—	—	—	—
②-1 地域振興 作物に関する 用途	地 域 振 興 作物対象 (36 作物)	40ha	10,000 円 /10 a 以内	4,000	4,000	40ha×100 千円 =4,000 千円
	うち前年 度繰越分	—	—	—	—	—
②-2 地域振興 作物に関する 用途	飼 料 用 米	25ha	18,000 円 /10 a 以内	4,500	4,500	25ha×180 千円 =4,500 千円
	うち前年 度繰越分	—	—	—	—	—
②-3 地域振興 作物に関する 用途	稲 発 酵 粗 飼 料	25ha	9,000 円 /10 a 以内	2,250	2,250	25ha×90 千円 =2,250 千円
	うち前年 度繰越分	—	—	—	—	—
②-4 地域振興 作物に関する 用途	米 粉 用 米	13ha	35,000 円 /10 a 以内	4,550	4,550	13ha×350 千円 =4,550 千円
	うち前年 度繰越分	—	—	—	—	—
③-1 その他意 欲的な生産調 整に関する使 途	景 観 形 成 作 物	55ha	4,000 円 /10 a 以内	2,200	2,200	55ha×40 千円= 2,200 千円
	うち前年 度繰越分	—	—	—	—	—
③-2 その他意 欲的な生産調 整に関する使 途	加 工 用 米	33,339 俵	1,000 円 /俵以内	33,339	33,339	33,339 俵×1 千円 =33,339 千円
	うち前年 度繰越分	13,339 俵	—	13,339	13,339	13,339 俵×1 千円 =13,339 千円
	合 計	—	—	53,339	53,339	—
	うち前年 度繰越分	—	—	13,339	13,339	—

## イ 用途ごとの内容

### 各用途に関する共通の助成要件

#### (ア) 交付対象者

生産調整実施者として地域協議会の確認を受け、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であること。

なお、法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（米穀の生産調実施要領第3に定める生産目標数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された生産目標数量の面積換算値の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であること。

集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない者であっても、地域協議会により主食用等水稻を作付けていないことが確認された場合、又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積を控除した結果、生産者拠出金が0円となる場合は、交付対象者とする。

水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）別紙1第5に規定する助成水田において、主食用等水稻を作付けていないこと。

生産目標数量の面積換算値の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、主食用等水稻の作付けを行っていないことが確認され、かつ、地域内の米の需給調整に支障をきたさない等の判断により地域協議会長が特に認めた場合は助成対象者とする。

#### (イ) 作物要件

- a 当該年度に主食用等水稻の作付が行われていないこと。
- b 通常の収穫をあげるのに十分な状態で栽培されていること。

#### (ウ) その他

- a 地域協議会の助成事業の交付対象となった場合においても、重複して交付することができるものとする。ただし、水田等有効活用促進対策交付金と重複して交付できないものとする。
- b 同一年度内に、同一の交付対象者が同一ほ場において、複数回対象作物を栽培した場合は、このうちの一回を助成の対象とするものとする。

なお、用途ごとの個別の内容は次のとおりとする。

使途の名称	大幅な超過達成に関する使途
作物等区分	主食用等水稲作付面積が生産目標数量の9割以内の超過達成をした担い手
具体的内容	転作作物の生産等に取り組み、主食用等水稲作付面積が生産目標数量の面積換算値の9割以内の要件を満たした担い手に対し、9割を超えた超過達成面積に応じて次の助成を行う。
効果	生産調整の実効性を確保するとともに、担い手の経営安定に資する。
助成の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が定めている助成水田において、権原に基づいて転作作物（米穀の生産調整実施要領第3に定めるところにより生産目標数量の外数として扱われるものを含む）を作付けしている者。</li> <li>● 地域水田農業ビジョンにおいて、担い手として位置づけられていること。</li> </ul> </li> <li>○ 超過達成面積要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 主食用等水稲作付面積が生産目標数量の面積換算値の9割以内であること。</li> </ul> </li> </ul>
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産調整実施者、生産目標数量の面積換算値及び水稲作付面積の確認 地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報、生産調整方針作成者からの情報</li> <li>○ 集荷円滑化対策に係る抛出の確認 東海農政局から提供された情報、生産調整方針作成者から提供された情報</li> <li>○ 助成水田の確認 水田台帳、過去の生産調整実績等 (畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。) 地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。</li> <li>○ 作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</li> <li>○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること及び水稲の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（確認日：地域協議会長が定めた月日）</li> <li>○ 担い手の確認 地域水田農業ビジョンにおいて、担い手として位置づけられていることの確認</li> </ul>
助成水準 (助成額の算定方法)	生産目標数量の面積換算値の9割にあたる面積から主食用等水稲作付面積を減じた面積に対して10アール当たり5,000円以内
単価調整の方法	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p style="text-align: center;">助成単価＝5,000円 × <math>\frac{53,339 \text{ 千円}}{\text{申請額の合計}}</math></p> <p style="text-align: center;">「大幅な超過達成に関する使途」、「地域振興作物に関する使途」、「その他意欲的な生産調整に関する使途」の申請額の合計</p>

使 途 の 名 称	地域振興作物に関する使途
作 物 等 区 分	対象作物の中から、1地域協議会において1作物のみを選定できるものとする。 ただし、水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。)第5の4の(2)の表のbの規定に該当する場合は、複数選択できる。
具 体 的 内 容	当該年度に水田1枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う者に対する助成を実施する。
効 果	地域振興作物の生産販売を振興することにより、需要に応じた生産の拡大を図り、農業者の経営改善に資する。
助 成 の 要 件	<p>○ 対象作物 以下の36作物の中から、1地域協議会において1作物だけを選定する。 ただし、実施要領第5の4の(2)の表のbの規定に該当する場合は、複数選択できる。 (雑穀等) そば、加工用青刈り稲 (豆類等) 黒大豆、なたね、えごま (花き種苗類) キク、菜の花、花ハス、花木、種苗類 (果樹その他永年性作物) いちじく、ブルーベリー、しきみ (野菜) トマト、ミニトマト、なばな、なす、いちご、すいか、キャベツ、ほうれんそう、みずな、みぶな、ねぎ、たまねぎ、レタス、だいこん、さといも、れんこん、えだまめ、アスパラガス、ふき、じねんじょ、じゃがいも(でん粉原料用は含まない)、山ごぼう、山菜類</p> <p>○ 交付対象者 国が定めている助成水田において、権原に基づいて地域振興作物を作付けしている者又は全作業受託等により地域振興作物に係る作業を実施している実際の耕作者。</p> <p>○ 作物等要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 加工用青刈り稲については、適正な利用計画に沿って行われるものであって、出穂期以降糊熟期以前に確認に係る事務を行う者の立ち会いにより刈り取りが行われていること。</li> <li>● いちじく、ブルーベリー、しきみについては、平成16年度以降に植栽されたものであること。</li> </ul> <p>○ 実際の耕作者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際の耕作者は次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。</li> <li>● 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>● 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。</li> </ul> <p>(備 考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれの区分に掲げる作業のうち1つ以上の作業を受託しているものをいう。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>i 耕起、整地</li> <li>ii 播種</li> <li>iii 収穫</li> <li>iv 乾燥、調製、出荷</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産集団の構成員が権原を有する水田等について、当該生産集団の規約等に定めるところに従って自ら行う作業については、当該生産集団が自ら受託した作業として取り扱うことができるものとする。また、特定農業団体の構成員が、資材の購入から収穫物の販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われている作業のうち、権原を有する水田等について、当該組織の規約などに定めるところに従って自ら行う作業については、当該特定農業団体が自ら受託した作業として取り扱うことができるものとする。</li> <li>● 実際の耕作者が、①のiiiの作業を行い、共同乾燥調製施設における乾燥調整出荷を他の者に再委託して行った作業については、自ら行ったものとみなす。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産調整実施者の確認 地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報</li> <li>○ 集荷円滑化対策に係る抛出の確認 東海農政局から提供された情報、生産調整方針作成者から提供された情報</li> <li>○ 助成水田の確認 水田台帳、過去の生産調整実績等 (畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。) 地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。</li> <li>○ 作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</li> <li>○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること及び水稻の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（確認日：地域協議会長が定めた月日）</li> <li>○ その他の確認 全作業受託等の場合、受委託契約書の写し</li> </ul>
<p style="text-align: center;">助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>10 アール当たり10,000円以内</p>
<p style="text-align: center;">単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> $\text{助成単価} = 10,000 \text{円} \times \frac{53,339 \text{千円}}{\text{「大幅な超過達成に関する使途」、「地域振興作物に関する使途」、「その他意欲的な生産調整に関する使途」の申請額の合計}}$



用途の名称	地域振興作物に関する用途
作物等区分	飼料用米
具体的内容	飼料用米実需者等との販売契約に基づき出荷された飼料用米であり、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	転作作物の作付けが難しい水田地帯において、生産調整を推進する上で有効である。
助成の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が定めている助成水田において、権原に基づいて飼料用米を作付けしている者又は全作業受託等により飼料用米に係る作業を実施している実際の耕作者。</li> </ul> </li> <li>○ 実際の耕作者の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際の耕作者は次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。</li> <li>● 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>● 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。</li> </ul> </li> </ul> <p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれの区分に掲げる作業のうち1つ以上の作業を受託しているものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 耕起、整地</li> <li>ii 播種</li> <li>iii 収穫</li> <li>iv 乾燥、調製、出荷</li> </ul> </li> <li>● 生産集団の構成員が権原を有する水田等について、当該生産集団の規約等に定めるところに従って自ら行う作業については、当該生産集団が自ら受託した作業として取り扱うことができるものとする。また、特定農業団体の構成員が、資材の購入から収穫物の販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われている作業のうち、権原を有する水田等について、当該組織の規約などに定めるところに従って自ら行う作業については、当該特定農業団体が自ら受託した作業として取り扱うことができるものとする。</li> <li>● 実際の耕作者が、①のiiiの作業を行い、共同乾燥調製施設における乾燥調整出荷を他の者に再委託して行った作業については、自ら行ったものとみなす。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作物要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産される飼料用米が、米穀の生産調整実施要領に基づき、新規需要米のうちの飼料用米として認定され、実需者等に対し新規需要米販売契約に基づき売り渡される米であること。</li> <li>● 地域水田農業活性化緊急対策で取り組まれた飼料用米であること。</li> </ul> </li> </ul>
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産調整実施者の確認 地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報</li> <li>○ 集荷円滑化対策に係る抛出の確認 東海農政局から提供された情報、生産調整方針作成者から提供された情報</li> <li>○ 助成水田の確認 水田台帳、過去の生産調整実績等 (畦畔、はぎ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。) 地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</li> <li>○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること及び水稻の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（確認日：地域協議会長が定めた月日）</li> <li>○ 飼料用米の確認 新規需要米取組計画書の写し</li> <li>○ その他の確認 全作業受託等の場合、受委託契約書の写し、地域水田農業活性化緊急対策契約書の写し</li> </ul>
<p style="text-align: center;">助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>10 アール当たり 18,000 円以内</p>
<p style="text-align: center;">単価調整の 方 法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> $\text{助成単価} = 18,000 \text{ 円} \times \frac{53,339 \text{ 千円}}{\text{「大幅な超過達成に関する使途」、「地域振興作物に関する使途」、「その他意欲的な生産調整に関する使途」の申請額の合計}}$

使 途 の 名 称	地域振興作物に関する使途
作 物 等 区 分	稲発酵粗飼料(稲WCS：稲ホールクロップサイレージ)
具 体 的 内 容	稲発酵粗飼料実需者等との販売契約に基づき生産された稲発酵粗飼料であり、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効 果	転作作物の作付けが難しい水田地帯において、生産調整を推進する上で有効である。
助 成 の 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が定めている助成水田において、権原に基づいて稲発酵粗飼料を作付けしている者又は全作業受託等により稲発酵粗飼料に係る作業を実施している実際の耕作者。</li> </ul> </li> <li>○ 実際の耕作者の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際の耕作者は次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。</li> <li>● 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>● 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。</li> </ul> </li> </ul> <p>(備 考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれの区分に掲げる作業のうち1つ以上の作業を受託しているものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 耕起、整地</li> <li>ii 播種</li> <li>iii 収穫、乾燥、調製、出荷</li> </ul> </li> <li>● 生産団体の構成員が権原を有する水田等について、当該生産団体の規約等に定めるところに従って自ら行う作業については、当該生産団体が自ら受託した作業として取り扱うことができるものとする。また、特定農業団体の構成員が、資材の購入から収穫物の販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われている作業のうち、権原を有する水田等について、当該組織の規約などに定めるところに従って自ら行う作業については、当該特定農業団体が自ら受託した作業として取り扱うことができるものとする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作物要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産される稲発酵粗飼料が、米穀の生産調整実施要領に基づき、新規需要米のうちの稲発酵粗飼料として認定され、実需者等に対し新規需要米販売契約に基づき売り渡される稲発酵粗飼料であること。</li> <li>● 地域水田農業活性化緊急対策で取り組まれた稲発酵粗飼料であること。</li> </ul> </li> </ul>

<p>確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産調整実施者の確認 地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報</li> <li>○ 集荷円滑化対策に係る抛出の確認 東海農政局から提供された情報、生産調整方針作成者から提供された情報</li> <li>○ 助成水田の確認 水田台帳、過去の生産調整実績等 (畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。) 地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。</li> <li>○ 作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</li> <li>○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること及び水稲の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（確認日：地域協議会長が定めた月日）</li> <li>○ 稲発酵粗飼料の確認 新規需要米取組計画書の写し</li> <li>○ その他の確認 全作業受託等の場合、受委託契約書の写し、地域水田農業活性化緊急対策の契約書の写し</li> </ul>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>10 アール当たり 9,000 円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> $\text{助成単価} = 9,000 \text{ 円} \times \frac{53,339 \text{ 千円}}{\text{「大幅な超過達成に関する用途」、「地域振興作物に関する用途」、「その他意欲的な生産調整に関する用途」の申請額の合計}}$

使 途 の 名 称	地域振興作物に関する使途
作 物 等 区 分	米粉用米
具 体 的 内 容	米粉用米実需者等との販売契約に基づき出荷された米粉用米であり、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効 果	転作作物の作付けが難しい水田地帯において、生産調整を推進する上で有効である。
助 成 の 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が定めている助成水田において、権原に基づいて米粉用米を作付けしている者又は全作業受託等により米粉用米に係る作業を実施している実際の耕作者。</li> </ul> </li> <li>○ 実際の耕作者の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際の耕作者は次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。</li> <li>● 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>● 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 (備 考)</li> <li>● 「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれの区分に掲げる作業のうち1つ以上の作業を受託しているものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 耕起、整地</li> <li>ii 播種</li> <li>iii 収穫</li> <li>iv 乾燥、調製、出荷</li> </ul> </li> <li>● 生産団体の構成員が権原を有する水田等について、当該生産団体の規約等に定めるところに従って自ら行う作業については、当該生産団体が自ら受託した作業として取り扱うことができるものとする。また、特定農業団体の構成員が、資材の購入から収穫物の販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われている作業のうち、権原を有する水田等について、当該組織の規約などに定めるところに従って自ら行う作業については、当該特定農業団体が自ら受託した作業として取り扱うことができるものとする。</li> <li>● 実際の耕作者が、①のiiiの作業を行い、共同乾燥調製施設における乾燥調整出荷を他の者に再委託して行った作業については、自ら行ったものとみなす。</li> </ul> </li> <li>○ 作物要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産される米粉用米は、平成20年度地域水田農業活性化緊急対策により契約された飼料用米及び稲発酵粗飼料からの作物転換したものである場合は対象としない。</li> </ul> </li> </ul>

<p>確認方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産調整実施者の確認 地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報</li> <li>○ 集荷円滑化対策に係る抛出の確認 東海農政局から提供された情報、生産調整方針作成者から提供された情報</li> <li>○ 助成水田の確認 水田台帳、過去の生産調整実績等 (畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。 地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。)</li> <li>○ 作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</li> <li>○ 通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること及び水稻の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（確認日：地域協議会長が定めた月日）</li> <li>○ 米粉用米の確認 新規需要米取組計画書の写し</li> <li>○ その他の確認 全作業受託等の場合、受委託契約書の写し</li> </ul>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>10 アール当たり 35,000 円以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> $\text{助成単価} = 35,000 \text{ 円} \times \frac{53,339 \text{ 千円}}{\text{「大幅な超過達成に関する用途」、「地域振興作物に関する用途」、「その他意欲的な生産調整に関する用途」の申請額の合計}}$

使 途 の 名 称	その他意欲的な生産調整の取組に関する使途
作 物 等 区 分	景観形成作物
具 体 的 内 容	当該年度に水田1枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効 果	生産調整の手法として、農業者が比較的取り組みやすく、地域における景観の形成に寄与する等、水田の多面的機能の発揮に資する。
助 成 の 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が定めている助成水田にて、権原に基づいて景観形成作物を作付けしている者又は全作業受託等により景観形成作物に係る作業を実施している実際の耕作者。</li> </ul> </li> <li>○ 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域における景観の形成に寄与するものとして、あらかじめ地域水田農業ビジョンに景観形成作物となる作物が記載してあること。</li> </ul> </li> <li>○ 実際の耕作者の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際の耕作者は次に掲げる事項のすべてを満たすこととする。</li> <li>● 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する者等からあらかじめ全作業受託を受けていること。</li> <li>● 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者等と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。</li> </ul> </li> </ul> <p>(備 考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「全作業受託」とは、次に掲げる作業の区分すべてについて、それぞれの区分に掲げる作業のうち1つ以上の作業を受託しているものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 耕起、整地</li> <li>ii 播種</li> </ul> </li> <li>● 生産団体の構成員が権原を有する水田等について、当該生産団体の規約等に定めるところに従って自ら行う作業については、当該生産団体が自ら受託した作業として取り扱うことができるものとする。また、特定農業団体の構成員が、資材の購入から収穫物の販売、収益配分に至るまで、組織として一元的に経理が行われている作業のうち、権原を有する水田等について、当該組織の規約などに定めるところに従って自ら行う作業については、当該特定農業団体が自ら受託した作業として取り扱うことができるものとする。</li> </ul>
確 認 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生産調整実施者の確認 地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報</li> <li>○ 集荷円滑化対策に係る抛出の確認 生産調整方針作成者から提供された情報、東海農政局から提供された情報</li> <li>○ 助成水田の確認 水田台帳、過去の生産調整実績等 (畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。) 地域協議会長が定めた月日において、かい廃等が行われていないかどうか。</li> <li>○ 作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</li> <li>○ 通常の栽培管理が行われていること。及び主食用水稻の作付けが行われていないことの確認 現地見回り（確認日：地域協議会長が定めた月日）</li> <li>○ その他の確認</li> </ul>

	全作業受託等の場合、受委託契約書の写し
助成水準 (助成額の算定方法)	10 アール当たり 4,000 円以内
単価調整の 方 法	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> $\text{助成単価} = 4,000 \text{ 円} \times \frac{53,339 \text{ 千円}}{\text{「大幅な超過達成に関する用途」、「地域振興作物に関する用途」、「その他意欲的な生産調整に関する用途」の申請額の合計}}$



使 途 の 名 称	その他意欲的な生産調整の取組に関する使途
作 物 等 区 分	加工用米
具 体 的 内 容	加工用米実需者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であり、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効 果	転作作物の作付けが難しい水田地帯において、生産調整を推進する上で有効である。
助 成 の 要 件	○ 助成要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 加工用米実需者団体等に対し、加工用米流通契約に基づき売り渡される米であること。</li> <li>● 地域協議会助成事業の交付金の交付対象が加工用米であった場合も重複して交付できるものとする。</li> </ul>
確 認 方 法	○ 生産調整実施者の確認 地域協議会による現地確認、農業共済組合から提供された情報 ○ 集荷円滑化対策に係る抛出の確認 生産調整方針作成者から提供された情報、東海農政局から提供された情報 ○ 加工用米の確認 加工用米流通契約に基づく出荷状況
助 成 水 準 (助成額の算定方法)	玄米 60kg 当たり 1,000 円以内
単 価 調 整 の 方 法	愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 前年度繰越分についても、当該年度分と同様の単価調整を行う。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">53,339 千円</div> $\text{助成単価} = 1,000 \text{ 円} \times \frac{\text{53,339 千円}}{\text{「大幅な超過達成に関する使途」、「地域振興作物に関する使途」、「その他意欲的な生産調整に関する使途」の申請額の合計}}$

## 5 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入等の算出方法

### (1) 基準収入の算出方法及び算出額

① 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村（以下「市町村」という。）ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。

② ①の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。

ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省統計部が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収（農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値に統計補正係数乗じた値。水田・畑作経営所得安定対策実施要領第6の（3）の別紙9の4に基づき、市町村別平均単収（農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値））とする。

③ ②の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター（以下「センター」という。）が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引、期別取引（平成17年以前産米の取引にあつては基本取引とする。以下同じ。）若しくは定期注文取引又は特定取引（平成17年以前産米の取引にあつては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。）のうち早場米を対象として行う取引（以下「早期米取引」という。）が行われた年産に係る愛知県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位3銘柄（通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である場合にあつては、当該2銘柄とする。）について、センターが公表した各産地品種銘柄の価格（包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては、当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（以下「年産平均価格」という。）を愛知県産の産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（通年取引、期別取引若しくは定期注文取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である場合にあつては、当該1銘柄についての年産平均価格）とする。

ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。

なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあっては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、全産地品種銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（以下「全産地品種銘柄価格」という。）を使用するものとする。

- ④ ②及び③に基づき算出した基準収入については、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第12条第1項の規定に基づく農林水産大臣が定める単位面積当たりの標準的な収入額と同じとする。

## (2) 当年産収入の算出方法

当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の②及び③に準じて当年産収入を算出するものとする。

ただし、当年産においてのみ愛知県に係る産地品種銘柄の落札価格及び落札数量がない場合は、愛知県の産地品種銘柄の前年産の年産平均価格を当該前年産の落札数量で加重平均した価格に、当年産の全産地品種銘柄価格を前年産の全産地品種銘柄価格で除した数を乗じて得られる価格を使用するものとする。

## 6 需要量に関する情報

国から都道府県への 需要量に関する情報	都道府県が通知した市町村別の 需要量に関する情報の計	
		生産目標数量の補正
144,140 t	144,140 t	—

## 7 水田農業構造改革対策における21年度の見直し方針等

### (1) 著しく高い助成単価を設定している地域協議会への指導方針

地域協議会が、県内他地域の助成単価や平均的な収益性等から勘案して、著しく高い助成単価を設定している場合は、産地確立交付金を有効活用する観点から、これを是正することが望ましいとされている。県協議会は、該当する地域協議会に対して、その内容を確認した上で、必要な場合は、文書等で是正を求める。

(2) 調整水田等不作付地に対する助成除外に係わる地域協議会への指導方針

地域協議会は、食料自給力・自給率の向上を図る上で、調整水田等不作付地に対する助成単価を、毎年度、削減し、平成 23 年度までには不作付地への助成を行わないものとする。県協議会は、不作付地に助成を行っている地域協議会に対して、水田等有効活用促進対策等を活用して、作物の作付を推進するよう指導する。

別添

(単位：円/10a)

## 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入

(地域別及び対象農産物の種類別の単位面積当たりの収入額)

米 穀					
地 域 (市町村)	単位面積当た りの標準的な 収入額	地 域 (市町村)	単位面積当た りの標準的な 収入額	地 域 (市町村)	単位面積当た りの標準的な 収入額
名古屋市	128,434	津島市	129,788	岡崎市	132,574
一宮市	120,753	愛西市	125,819	碧南市	130,806
瀬戸市	124,048	弥富市	132,654	刈谷市	132,658
春日井市	127,762	七宝町	127,673	安城市	132,999
犬山市	116,025	美和町	129,364	西尾市	132,491
江南市	114,169	甚目寺町	125,226	知立市	132,573
小牧市	127,932	大治町	127,166	高浜市	132,320
稲沢市	121,683	蟹江町	129,533	一色町	129,876
尾張旭市	126,073	飛島村	131,555	吉良町	130,803
岩倉市	122,860	半田市	130,715	幡豆町	128,189
豊明市	128,938	常滑市	132,995	幸田町	132,574
日進市	127,420	東海市	128,606	豊田市	127,086
清須市	123,792	大府市	128,691	三好町	126,411
北名古屋市	125,559	知多市	132,153	新城市	127,840
東郷町	127,846	阿久比町	132,403	設楽町	128,260
長久手町	125,902	東浦町	132,403	東栄町	126,993
豊山町	126,155	南知多町	129,622	豊根村	113,758
春日町	124,972	美浜町	129,871	豊橋市	128,356
大口町	120,751	武豊町	130,126	豊川市	127,164
扶桑町	116,196			蒲郡市	125,816
				田原市	122,540
				小坂井町	127,585

収入減少緩和対策における単位面積当たり標準収入額 (平成21年5月1日公示)